

一社千L協発第 119 号  
平成 26 年 2 月 24 日

会員各位

一般社団法人千葉県LPガス協会

強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器の安全対策に関する取組の  
要請について（通知）

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長から、都道府県高圧ガス保安担当課長へ強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器の安全対策に関する取組の要請について別紙のとおり通知があり、千葉県より防災危機管理部産業保安課長名で当協会へ同趣旨の通知がありましたので、お知らせします。

産保第2711号

平成26年2月10日

一般社団法人千葉県LPGガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長

(公 印 省 略)

強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器の安全対策に関する  
取組の要請について（通知）

日頃から本県の液化石油ガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、平成26年1月27日付け26商ガ安第3号で経済産業省商務流通保安グループガス安全室長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、貴協会会員に対して別添の内容の周知を図り、保安確保について御指導くださるようお願いいたします。

【担当】

産業保安課保安対策室 山田

電話:043-223-2736 / F A X :043-227-3548

e-mail:hoan4@mz.pref.chiba.lg.jp



## 経済産業省

26製安第3号

26商ガ安第3号

平成26年1月27日

一般社団法人日本ガス石油機器工業会

会長 川上 康男 殿

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課長 岡部 忠久



ガス安全室長 大本 治康



### 強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器の安全対策に関する取組の要請について

日頃より経済産業省の製品安全行政に御協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

パロマ工業株式会社（現株式会社パロマ）製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故に係る経済産業省の事故原因調査等に関して、消費者安全調査委員会が行った評価の結果が平成26年1月24日に公表されました。

評価の結果を踏まえ、消費者安全法第33条の規定に基づき、消費者安全調査委員会から経済産業大臣に対して、別添のとおり意見具申がなされました。

貴団体におかれましては、意見具申の（1）から（3）までの内容を踏まえ、強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器の安全対策への取組として、所要の対策を講じるよう要請します。

（本件に関する問い合わせ先）

・経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707（直通）

担当：吉田、北原

・経済産業省商務流通保安グループガス安全室

電話：03-3501-4032（直通）

担当：濱野、萩野



消安委第6号  
平成26年1月24日

経済産業大臣  
茂木 敏充 殿

消費者安全調査委員会  
委員長 畑村 洋太郎



### 消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、平成17年11月28日に東京都内で発生したガス湯沸器事故に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第24条第1項の規定に基づく評価の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を提出する。

#### 記

強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器（以下「ガス湯沸器」という。）に関し、以下の点について、関係工業会等によるガイドラインの作成等を通じたルール化を図り、適切に周知徹底等が行われるよう関係工業会等を指導すべきである。

- (1) 製造事業者及び輸入事業者（以下「製造事業者等」という。）が作成するサービスマニュアルに、危険性を含めて改造禁止に関する警告を見やすく表示することや、製造事業者等において取り組み始めているガス湯沸器本体への安全装置の改造禁止に関する警告表示を徹底する等の方法により、現場で作業を行う者に対して、改造禁止について周知徹底を図る。
- (2) あわせて、改造等によって消費者の生命を脅かす重大な結果が引き起こされる可能性がある場合や実際に生じた場合には、その重大な結果を含めて、現場で作業を行う者に周知徹底を図る。
- (3) 修理等を行うサービス事業者が、現場における対応策の判断が付かない場合に、製造事業者等に確認できるルートを明確にしておく。